

高知市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が事業者等と複数の分野で包括的な協力関係を築き、協働による事業を推進することにより、地域課題及び行政課題に適切に対応し、もって市民サービスの向上、地域の活性化等に資するため事業者等と締結する包括連携協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であつて国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域課題及び行政課題の解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為をいう。
- (3) 包括連携協定 複数の分野における連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等及び連携事業の基準)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業者等が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中であるもの
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第2条第2項第5号に規定する暴力団員及び暴力団準構成員をいう。）の関与が認められるもの
 - エ 団体又はその代表者が国税、高知県税又は高知市税を滞納又は未申告であるもの
 - オ 法令に違反する重大な事実又は公序良俗に反する事実があったと認められるもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する行為を行っているもの
 - キ その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

(2) 連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの

イ 人権を侵害するおそれがあるもの又はこれに類するもの

ウ その他連携事業としてふさわしくないもの

(事業提案の基準)

第4条 この要綱に基づき提案を受け付ける事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、提案においては、市に新たな財政負担が生じないことを原則とする。

(1) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により、市民サービスの向上に寄与するもの

(2) 市が既に実施している事業で、事業者等との連携により、さらなる市民サービスの向上が期待できるもの

(3) その他事業者等が市との連携により実施する事業で、市民サービスの向上が期待できるもの

(包括連携協定の締結)

第5条 市は、事業者等と協議し、その協議が整ったときは、事業者等との連携事業の内容その他必要な事項を明記した協定書により、包括連携協定を締結する。

(協定内容の公表)

第6条 市は、前条の協定を締結した場合には、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(包括連携協定の解除)

第8条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

(1) 事業者等が第3条第1号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

(2) 連携事業が第3条第2号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(協議)

第9条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行し、この要綱による改正後の高知市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱の規定は、令和7年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。